

災害復旧支援融資のご案内

私学事業団では、災害により被災された私立学校の復旧を支援するための低利融資制度を設けています。
平成30年11月より、激甚災害により被災した場合に当面必要となる資金を、通常より有利な条件で融資する「災害復旧経営資金」を創設しました。

1. 災害復旧費 ～被災した建物等の復旧事業に～

	特別災害	一般災害
対象となる事業	激甚災害に指定され、国から補助金の交付を受ける災害復旧事業で、建物・構築物・土地・設備等を原形に復旧するもの	特別災害以外の災害復旧事業で、建物・構築物・土地・設備等を原形に復旧するもの
貸付金利 ※1	2.60%（全期間固定金利）	2.60%（全期間固定金利）
返済期間	25年以内 （2年間の元金返済据置が可能）	20年以内 （2年間の元金返済据置が可能）
融資額（事業査定額） ※2	補助金の額と同額以内	原形復旧事業費の80%以内

2. 教育環境整備費 ～被災に伴い必要となる当面の資金に～

	災害復旧経営資金	教育環境充実資金
対象となる事業	激甚災害（本激）により被災し、被害の著しい学校法人の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金	災害により被災した学校法人の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金
貸付金利 ※1	1.80%（全期間固定金利）	2.10%（全期間固定金利）
返済期間	7年以内 （3年間の元金返済据置が可能）	5年6ヵ月以内 （半年間の元金返済据置が可能）
融資額（事業査定額） ※2	資金収支計算書の施設関係支出を除く支出合計額の80%以内	資金収支計算書の経費支出額（教育研究経費＋管理経費）の40%以内

※1 貸付金利は令和8(2026)年7月現在。金利は毎月見直しますので、最新の金利は私学事業団HPにてご確認ください。

※2 融資額は、次の①～③の中で最も低い額を上限として、私学事業団での審査により決定します。

- ① 表中の「融資額（事業査定額）」
- ② 資産査定額 = 貸借対照表の純資産の部合計額（資産の部合計額－負債の部合計額）の30%
- ③ 担保査定額 = 担保物件の評価額の80%以内

〔融資ご利用上の留意点〕

1. 事業団融資の対象は、学校法人の設置する私立学校です。専修学校・各種学校については、対象となる学科・課程及びご利用いただける融資費目が定められていますので、詳しくはお問い合わせください。
2. 土地（校地）及びその土地の上に存在している建物を、担保として提供していただきます。
3. 原則として、学校法人の理事長を含め1名以上の連帯保証人が必要となります。
4. 被害状況の確認のため、証明書等が必要となる場合があります。詳しくはご相談ください。
5. 東日本大震災、平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震からの復旧事業については、別途融資制度を設けております。詳しくはお問合せください。

◆ 私学事業団HP (<https://www.shigaku.go.jp>) もご参照ください。

私学事業団 融資



【お問い合わせ先】

日本私立学校振興・共済事業団 融資部融資課

TEL: 03(3230)7862～7868